

■第6分科会：子ども条例

テーマ	より実効性のある子ども条例づくりに向かうアプローチ
内 容	子ども条例は、地方自治体が国連子どもの権利条約（政府訳「児童の権利に関する条約」1989 年国連採択、1994 年日本批准・発効）に則り、子どもの権利を基盤として、子ども施策を推進するための条例である。1998 年制定の川西市子どもの人権オンブズパーソン条例、2000 年制定の川崎市子どもの権利に関する条例に始まる。これらが先行モデルとなり現在まで、概ね 80 余の自治体で子どもの権利条約に則る子ども条例が制定されてきた。 他方、国では条約批准後 15 年の空白を経て 2009 年に子ども・若者育成支援推進法が制定された後、2016 年の児童福祉法の改正では条約の第 12 条（子どもの意見の尊重）および第 3 条（子どもの最善の利益）が総則に明確に位置づけられたが、国連子どもの権利委員会は 2019 年、日本に対して「子どもの権利に関する包括的な法律を採択し、かつ国内法を条約の原則および規定と完全に調和させるための措置をとるよう、強く勧告する」と改めて求めた。そうして、ようやく 2022 年 6 月、こども基本法が制定され、翌年 4 月施行された。 本分科会は、これらの経過を踏まえるなか現在まで 20 年余にわたる「子ども条例」の制定と運営をめぐる自治体や市民等からの報告と検討、議論を通して、次の認識を共有してきた。 子ども条例は、子どもの意見表明・参加を通して子どもの最善の利益を実現していくという条約の原則を「まちづくり」や「学校づくり」に具現する基本的な枠組みとなるものである。そのために子ども条例には次の 4 つが必要不可欠である。①前文起草をはじめ条例制定のアプローチにおける子ども参加、②子どもの権利を基盤とする条例の目的や理念の明示、③条例の目的等の実現に不可欠な子どもの権利の明文化とそれを受けて実施する子ども施策の重要課題、④条例の実施・運営に関する行政の説明責任の遂行と市民参加による検証の仕組み。 本分科会は以上を踏まえ、子ども条例の意義と役割を再確認しつつ、とりわけ子どもの権利条約発効 30 年の成果と課題をあらためて認識する中で、「より実効性のある子ども条例づくりに向かうアプローチ」を可能な限り明らかにしつつ共有していくことをテーマとする。
報 告	1.基調報告 仮題「子どもの権利条約 30 年とこども基本法に根差す子ども条例づくり」 2.自治体報告 (1)(仮題)「子どもの権利と幸せに関する条例制定 1 年」 報告者: (東京都北区子ども未来課) (2)(仮題)「子どもの権利条例の制定に向けて」 大堀 雄一郎 (大阪府富田林市こども政策課) (3)(仮題)「子どもの権利条例の制定と実施の現状」 報告者: (埼玉県三芳町こども支援課) 3.市民からの報告 (仮題)「子どもの権利条例の制定を求める市民の思いと活動」 三澤 江津子 (埼玉県草加市 子ども広場草加おやこ劇場) 4.特別発言「子ども条例をめぐる自治体や市民からの報告を受けてとめて」 阿部 寛子(東京都小金井市 いかそう!子どもの権利条例の会/KOKO ぶらねっと)
コーディネーター	吉永 省三(千里金蘭大学) 松倉 聡史(旭川市立大学) 内田 塔子(東洋大学) 松原 信継(清泉大学)